

# 大阪星光学院 医師の会 会則

## 第1条（名称）

本会の名称を大阪星光学院 医師の会と称する。

## 第2条（事務局）

本会の事務局は大阪星光学院同窓会室内に置く。

## 第3条（目的）

本会は、各大学医学部星光会の協力のもと、会員相互の親睦を図り、医学・医療の発展に精進するとともに、母校及び在校生の発展に尽力し、社会に寄与することを目的とする。

## 第4条（会員）

本会の会員は、大阪星光学院同窓会会則第4条に定める正会員で本会の趣旨に賛同するもののうち、医師資格を有しているものを正会員、医学部医学科に在籍するものを準会員とし、正会員と準会員を以て組織する。

## 第5条（世話人会）

- 1 本会に、世話人会を設置する。
- 2 世話人会は、次の役員をもって構成する。
  - ① 代表世話人 1名
  - ② 世話人 若干名（代表世話人代行2名を含む）
- 3 世話人会は、役員会を兼ね、本会の事業・業務を審議・決定する。
- 4 世話人会は、代表世話人が招集する。代表世話人が欠けたときは、代表世話人代行が招集する。
- 5 世話人会の議長は代表世話人とする。代表世話人に差し支えがあるときは、あらかじめ世話人会において定められた順序により、他の世話人がこれに代わる。
- 6 世話人会の議事は、出席した世話人の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 代表世話人は、本会の事業・業務を審議決定する上で必要と判断した際には、世話人会での承認のもと、世話人以外のものを世話人会に出席させ意見を求めることができる。

## 第6条（役員の職務）

- 1 代表世話人は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 世話人は、代表世話人の補佐し、本会の業務を掌理する。

- 3 各大学医学部・医科大学に星光会の設立を促すとともに、各星光会の自主性を尊重しつつその活動を支援する。

#### 第7条（役員を選任）

- 1 役員は、正会員のなかから代表世話人が委嘱し、世話人会の同意を得るものとする。  
ただし、代表世話人が会の運営上、必要と判断した場合には準会員および本会の会員以外からも役員を委嘱することができる。
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 代表世話人は役員会において選任する。代表世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 代表世話人代行は代表世話人が選任する。これらの任期は2年とし、再任は妨げない。

#### 第8条（事務局等）

代表世話人は、世話人会で協議の上、事務局、会計担当者、各種部会等の本会の運営に必要と認める機関を設置することができる。

#### 第9条（総会）

- 1 本会に、会員をもって組織する総会を置く。
- 2 総会は、代表世話人が年1回招集し、代表世話人が欠けたときは、代表世話人代行が招集する。ただし、代表世話人が必要と認める場合に臨時の総会を招集することができる。
- 3 総会は、世話人会より重要議決事項の報告を受け、出席者の過半数をもってこれを承認する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は代表世話人とする。代表世話人に差し支えがあるときは、あらかじめ世話人会において定められた順序により、他の役員がこれに代わる。

#### 第10条（会員名簿）

本会の会員名簿の運用・維持・管理にあたっては、別途細則を設ける。

#### 第11条（慶弔等）

世話人会は、正会員の慶弔に関する事項を議決できる。

## 第 12 条（顧問、相談役等）

- 1 代表世話人は、大阪星光学院医師の会の維持発展に寄与し、あるいは維持発展に必要な者について、その者の承諾を得て、「名誉顧問」「名誉相談役」「顧問」「相談役」に選任することができる。
- 2 代表世話人は、「名誉顧問」「名誉相談役」「顧問」「相談役」を世話人会、総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

## 附 則

1. 本則は平成 25 年 3 月 3 日より実施する。
2. 本則の変更は世話人会の承認を得て変更できるものとする。
3. 本則は平成 29 年 3 月 19 日一部改正（第 12 条追加）。